

省

令

○厚生労働省令第十五号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第四十一号）の施行の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	一ヵ月、六四一円（本体一、五三〇円）
送料	一四〇円（本体一、三〇円）
別	